

使用開始日 : 2011.5.20

# りそな・日本株オープン

追加型投信／国内／株式



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うりそな・日本株オープンの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年11月19日に関東財務局長に提出しており、平成22年11月20日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

## ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型投信	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(株式))	年1回	日本	ファミリーファンド

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

### ■委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日:1971年11月22日

資本金:12億円(2011年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

1兆5,580億円(2011年3月末現在)

### ■受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社 りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

### ■<ファンドに関する照会先>

**アムンディ・ジャパン株式会社**

お客様サポートライン 0120-202-900(フリータイアル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# ファンドの目的・特色

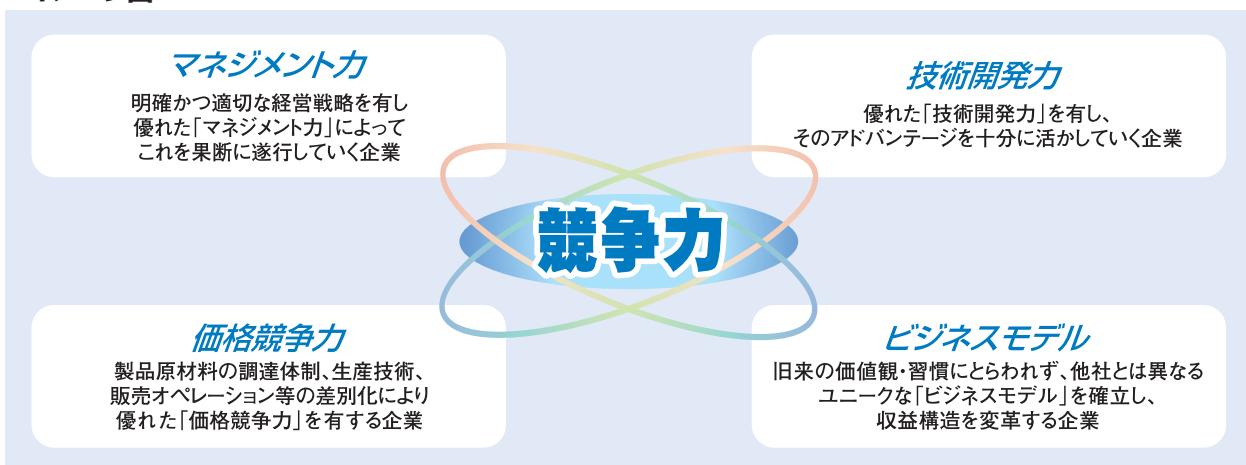
## ファンドの目的

りそな・日本株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指として運用を行います。

## ファンドの特色

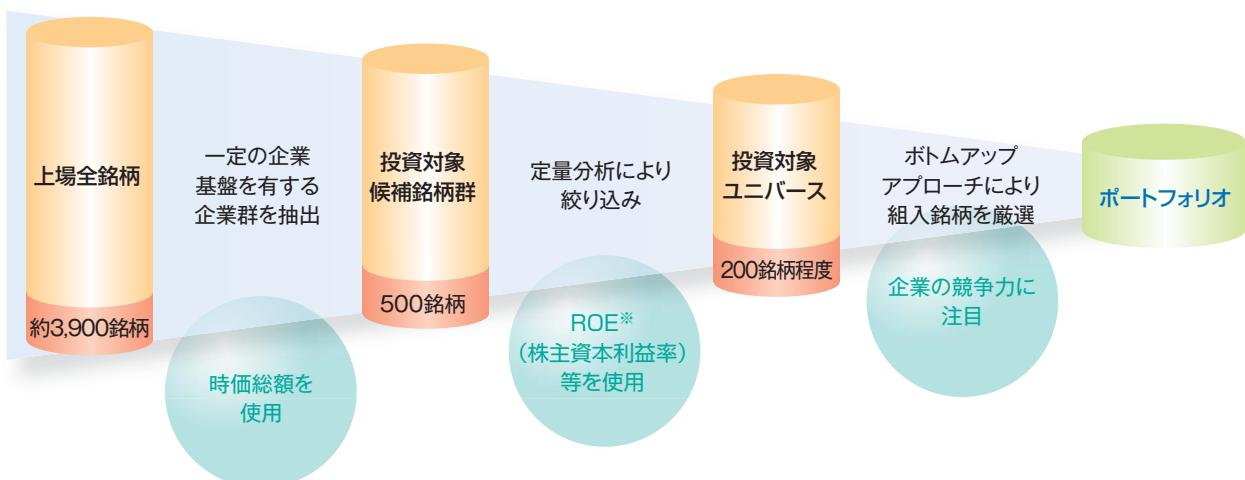
- マザーファンドへの投資を通じて、実質的にわが国の株式を主要投資対象とし、収益の持続的成長が期待できる企業に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- 収益性、成長性、財務健全性等の基準を用いて定量分析を行うことにより、投資対象銘柄を絞り込みます。
- 企業収益の持続的成長の基礎となる「競争力」に着目し、ボトムアップ・アプローチ※を用いて組入銘柄を厳選します。具体的には、以下のような企業に注目して組入銘柄を決定します。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を保つこととします。

<イメージ図>



※ボトムアップ・アプローチとは、個別企業の分析に基づいて組入銘柄を決定する方法のことをいいます。

## ○銘柄選択のプロセス

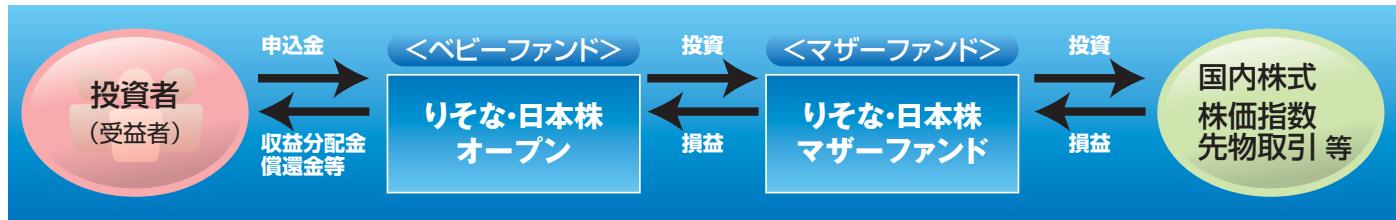


※ROEとは、株主資本利益率(Return On Equity)のことをいいます。株主から事業運営を委託された経営者が、株主から預託された資本をいかに効率よく利用しているかを表す指標です。

◆資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

### <イメージ図>



## ファンドの運用体制

### ①投資戦略の決定および運用の実行

CIO(最高運用責任者)に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

### ②運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

- 上記は本書作成日現在のファンドの運用体制です。ファンドの運用体制は変更されることがあります。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

## 分配方針

毎決算時(原則として毎年8月20日。休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 分配対象額の範囲  
繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
  - 分配対象額についての分配方針  
分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
  - 留保益の運用方針  
収益の分配にあてなかった収益については、運用の基本方針に基づき元本部分と同一の運用を行います。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 投資リスク

## <基準価額の変動要因>

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

### 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下落する要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### 信用リスク

株式の発行会社が倒産した場合または発行会社の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価が大幅に下落することがあります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

### 流動性リスク

短期間での大量の換金があった場合または大口の換金を受けた場合、換金資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

### ●ファミリーファンド方式の留意点

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

### ●ファンドの繰上償還

ファンドは、受益権の残存口数が20億口を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

### ●換金の中止

金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金申込みの受付が中止されることがあります。

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## <リスクの管理体制>

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が隨時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

# 運用実績

## 基準価額・純資産の推移

2011年3月31日現在



※再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして表示しています。  
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

## 基準価額と純資産総額

基準価額	6,169円
純資産総額	1,456百万円

## 騰落率(%)

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
ファンド	-7.11	0.21	12.49
	1年	3年	設定来
ファンド	-1.86	-22.73	-1.13

※騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。  
したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

## 分配の推移

### 分配の推移

直近5期分を表示

決算日	分配金(円)
4期(2006年8月21日)	5,500
5期(2007年8月20日)	0
6期(2008年8月20日)	0
7期(2009年8月20日)	0
8期(2010年8月20日)	0

設定来累計 6,400円

※1万口当たり税引前。

## 主要な資産の状況

### 資産配分

資産	純資産比(%)
国内株式	96.83
現金・他	3.17

※比率は純資産総額に対する  
実質組入割合です。

### 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率(%)
1	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	3.61
2	ツムラ	医薬品	3.55
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.52
4	大東建託	建設業	3.43
5	KDDI	情報・通信業	3.36
6	伊藤忠商事	卸売業	3.32
7	日立製作所	電気機器	3.06
8	カルソニックカンセイ	輸送用機器	3.05
9	山九	陸運業	3.03
10	京セラ	電気機器	2.98

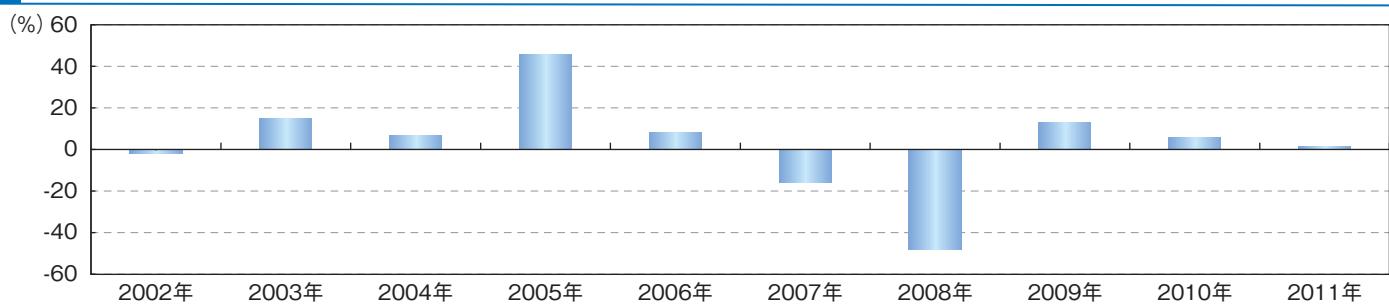
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する割合です。

### 組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	電気機器	12.97
2	輸送用機器	10.73
3	卸売業	10.48
4	化学	10.36
5	銀行業	10.16
6	建設業	5.48
7	食料品	5.18
8	情報・通信業	5.01
9	機械	5.00
10	医薬品	3.65

※比率はマザーファンドの組入有価証券評価額の合計に対する割合です。

## 年間収益率の推移



※年間収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※2002年は設定日(11月29日)から年末までの騰落率、2011年は年初から3月31日までの騰落率を表示しています。

※ファンダにはベンチマークはありません。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

## 手続・手数料等

### お申込みメモ

購入単位	一般コースと自動けいぞく投資コースがあります。 (コース名称は販売会社により異なる場合があります。) 各コースの購入単位は、販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日より起算して、原則として5営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時*までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成22年11月20日から平成23年11月22日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	換金の申込総額が多額な場合で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に換金の制限がかかる場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品市場等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	原則として平成24年8月20日までとします。(設定日:平成14年11月29日)
繰上償還	委託会社は、受益権の残存口数が20億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが投資者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。
決算日	年1回決算、原則毎年8月20日です。 当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年1回。原則として決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 自動けいぞく投資コースは税引後無手数料で再投資されます。
信託金の限度額	1兆円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年8月の決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けいたします。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度が適用される場合があります。

\* 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### <投資者が直接的に負担する費用>

#### 購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%(税抜3.00%)です。詳しくは販売会社にお問合せください。

#### 信託財産留保額

ありません。

### <投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

#### 運用管理費用 (信託報酬)

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.575%(税抜1.500%)を乗じて得た額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

(信託報酬の配分) (年率)

委託会社	販売会社	受託会社
0.735% (税抜0.700%)	0.735% (税抜0.700%)	0.105% (税抜0.100%)

(支払方法)

毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。

#### その他の費用・手数料

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。有価証券売買時の売買委託手数料などの諸費用についても、信託財産が負担します。

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

◆上記は、平成23年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

